

平成16年11月2日
警 察 庁

官業民営化等WG追加資料要求に対する回答について

問1 埼玉県熊谷にて、「移動交番」と横書きのあるバンが走っており、タクシーの運転手の話では、民間で交通事故の処理をするという話であったのだが、実態はどうか確認してほしい。

(答)

警察では、交番及び駐在所の活動を補完するため、移動交番車を用い、そこを拠点として警戒及び警ら、急訴事案の処理、防犯及び事故防止等の指導又は連絡、諸願届の受理、地理案内等の活動を行っており、110番通報があったとき等は、物件事故の処理を行うこともある(埼玉県でも同様に運用)。

他方、警察の移動交番車を民間に使用させることはなく、埼玉県で移動交番車に類似した民間車両が交通事故の処理を行っているという事実は承知していない。

問2 2次ヒアリングの質問事項について、書面で回答いただきたい。

(答)

別添1のとおり。

問3 当ワーキングの貴省との1次ヒアリングにおいて、重大事件の検挙率が低くなっていることを指摘したところ、末井交通企画課長との質疑で、貴省は警察力のシフトについて、合理化を含め取り組んでいるとのことであった。警察内の適正な人材配置等について、現在の検討状況を示されたい。

(答)

それぞれの都道府県警察において、管理・デスク部門の削減、組織の統廃合、業務の効率化等を実施しており、これら人員の再配置及び増員により、治安情勢に的確に対応した体制の確保を図っている(別添2参照)。

問1 事故当事者が同意していれば、民間団体にて、事故の報告書を作成できるのではないか。

(答)

事故当事者からの聴取等は、交通事故事件、交通違反の捜査活動であり、無免許運転、飲酒運転等の悪質・危険な違反行為を行った者を検挙することも多くある。

また、当初は物損事故として報告がなされたものでも、後に当事者が身体の不調を訴えるなどしてその取扱いが人身事故に切り替わり、業務上過失致傷事件として所要の捜査を行う必要が生じる場合が多くある。

こうしたことから、物件事故についても、事故発生当初から、警察が直接事故の状況を確認し、上記捜査を適切かつ効率的に行う必要がある。

なお、付随的效果ではあるが、臨場した警察官は、事故当事者に事故の原因となった注意力の欠如や運転操作の誤りを指摘し、安全な運転方法を指導すること等により、交通事故の再発防止を図っている。

問2 現在でも、事故による周囲への交通上の支障や人身事故でない場合には、当事者が警察に出頭することで、事故処理を行っている。また、その後には人身事故であることが判明した場合にも、その事故処理をもとに、事故の調書を作成するとのことであった。そうであれば、事故後の現場での交通整理等が不要の場合には、事故の確認や事故処理事務を民間に委託することが可能と考えるが、貴庁はいかに考えるか。

そもそも事故後の現場での交通整理等は、民間でも可能と考えられるが、貴庁の見解を伺いたい。

(答)

前述のとおり、物件事故についても所要の捜査を行う必要がある。

また、現在、警察官が現場に臨場するのは、事故当事者が事故現場の実況見分を希望する場合等に限られているところ、当事者が警察官に対して現場への臨場を求めるのは、それにより当事者間でのトラブルが防止されることを期待しているものであると考えられることから、その要請があった際には、他の110番通報と同様に現場臨場を行う必要がある。

現場における交通規制については、現行法上、車両等の通行を禁止したり、法定の通行方法と異なる方法で通行するように命じたりすることは、交通の安全と円滑に責任を有する警察官等の権限とされているところであり、警察官等による交通規制に従わない場合には、罰則が科されることとなっている。

これは、工事現場等で警備員等が行っている交通誘導とはまったく異なるもの

であり、民間が実施することは適当でない。

問3 物件事故による見分を行っている事故のうち、検挙に至っている件数が少ないと思われるが、貴庁はどのように考えるか示されたい。

また、民間が行える業務は、民間に委託して、重要な分野に警察官の業務を集中するべきと考えるが、貴庁はどのように考えるか示されたい。

(答)

物件事故の認知件数に占める検挙事案の割合は1%未満であるが、総数は2万件を超えており、交通の安全を確保する観点から、これを不問に付すことはできない。

また、これらの違反の検挙の要否は、事故を認知してからの一連の警察活動の過程を通じて判断されるものであることから、全過程に警察が適切に関与する必要がある。

そのほか、警察が物件事故を適切に処理することにより、運転免許に関する行政処分が確実に行われているほか、保険金詐欺や暴力団による違法行為等の発生に歯止めがかかっていると考えられる。

上記のほか、前述したように、交通事故事件や交通違反の捜査、事故現場における交通規制等は警察官が行うべきものであること、警察官の現場臨場による事故当事者間のトラブル防止が期待されていること等から、民間委託は困難である。

なお、民間委託が可能な警察業務については、予算の範囲内で適宜委託をしている。

問4 当該事務・事業をアウトソーシングすることを制限している法令の有無、有る場合はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。

(答)

道路交通法第72条において、交通事故を起こした際の警察官に対する報告義務が規定されている。

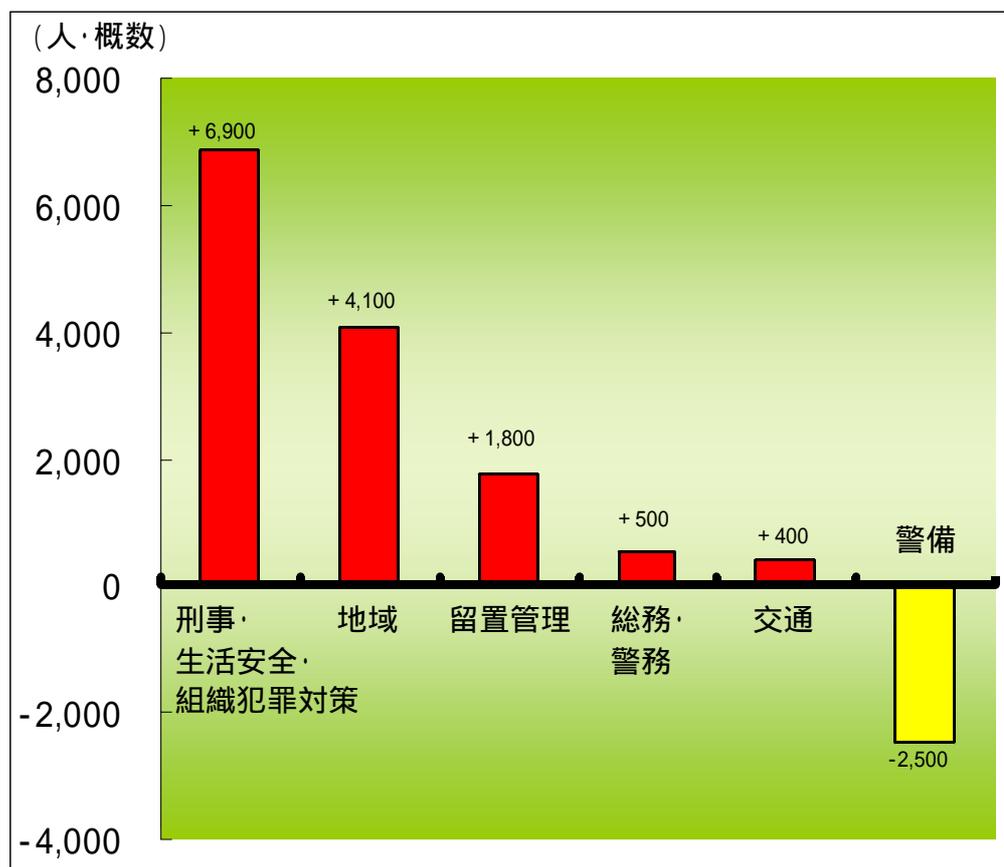
事故現場における臨時の交通規制は、国民に対して一定の作為又は不作為の義務を課すものであることから、道路交通法第6条において警察官等の権限とされている。

また、交通事故事件、交通違反の捜査は、刑事訴訟法第189条において警察官の権限とされている。

なお、特に規定はないが、警察官が事故現場に臨場することによって、交通事故の当事者間のトラブルを防止する効果が期待されており、民間委託をした場合に同様の効果が得られるかは疑義がある。

都道府県警察における配置の状況(平成12年4月 16年4月の変化)

捜査部門、地域部門の体制強化



平成16年4月現在の部門別配置基準(概数)

刑事・生安・組対	地 域	留置管理	総務・警務	交 通	警 備
57,000人	88,000人	11,000人	13,000人	35,000人	26,000人